

# 令和6年度岸和田市ふるさと寄附事業返礼品等募集要領

## 1. 目的

岸和田市（以下「本市」という。）は、岸和田市ふるさと寄附制度による本市への寄附促進と、地元産品等のPRや販売促進との相乗効果を目的として、5千円以上の寄附をいただいた方（ただし、本市外に住所を有する方に限る。）に返礼品等を提供しています。これに伴い、返礼品等としてご提供いただける地元特産品等を募集します。

## 2. 応募の要件

返礼品等を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。

- ① 本市に納めるべき市税、国税及び地方税に滞納がないこと。
- ② 岸和田市指名競争入札指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

## 3. 募集する返礼品等

返礼品等は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 平成31年総務省告示179号第5条に則ったもの（7ページ参照）。
- ② 法令等により販売及び所持等が規制されておらず、公序良俗に反しないもの。
- ③ 品質及び数量の安定供給が見込め、飲食物については、発送日から3日以上消費期限又は賞味期限が保証されているもの。
- ④ 関連法令等を遵守しているもの。

## 4. 返礼品等の価格

返礼品等の価格（以下「提供価格」という。）は、サービス代等を含む品代、梱包費、消費税及び地方消費税を含んだ価格とし、本市において、提供価格を基に寄附金額を設定します。

※ 返礼品等の送料については、別途本市が負担しますので提供価格には含みません。

## 5. 返礼品等発送業務の形態

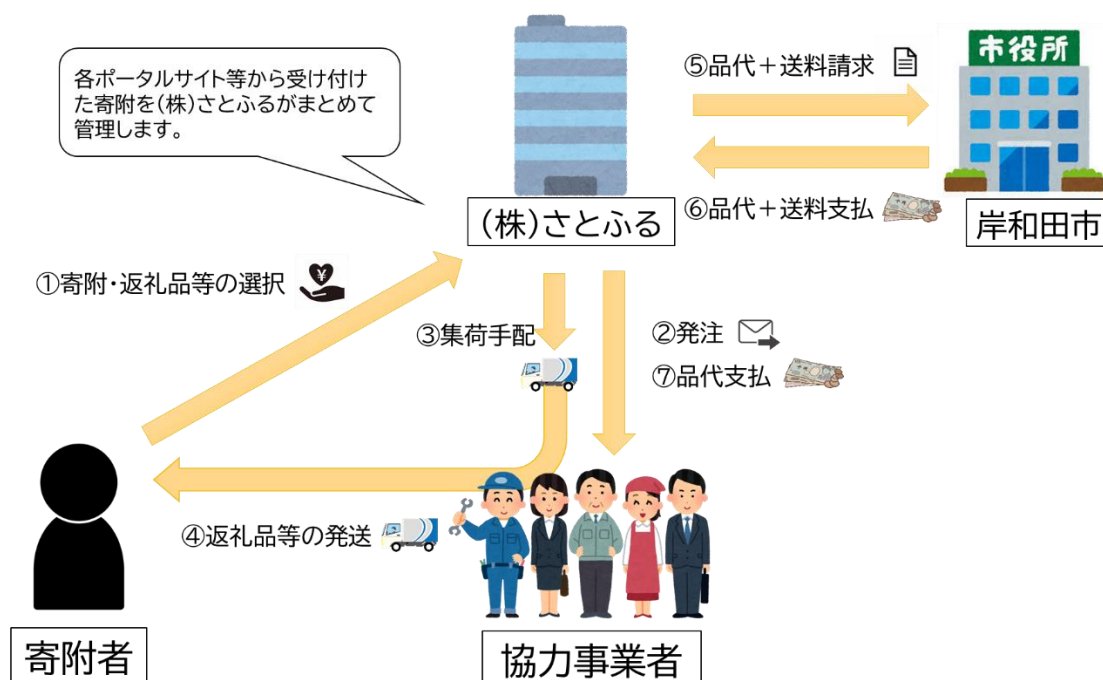
本市では、寄附の受付及び返礼品等の発送に係る業務全般について、株式会社さとふる（以下「(株)さとふる」という。）に委託しています。そのため、協力事業者は(株)さとふるとの契約作業等が必要です。

### (1) 返礼品等の発送

(株)さとふるからの発注依頼に基づき、返礼品等を準備し、寄附者に対して返礼品等を発送してください。

発送の際には、あらかじめ本市に提出いただいた事業者及び返礼品等のパンフレット等を同梱することができます。ただし、提供価格がわかるものは同梱できません。

### (2) 業務の流れ



※ 寄附者からの問い合わせには、原則、(株)さとふるが対応します。

※ 配送業者の手配は(株)さとふるが行います。なお、配送業者は原則佐川急便です。（別途手続きにより、ヤマト運輸、日本郵便に変更が可能です。）

※ 品代は集荷実績日の月末締め翌月末払いです。

## 6. 募集期間

募集は随時行っています。

- ※ 応募申込まいただいた提案について、基準に適合するものであるかの審査を市で行った後に、総務省の承認を得る必要があります。そのため掲載（提供開始）までに、相当期間お時間をいただくことが予想されますので、あらかじめご了承ください。

## 7. 応募方法

### (1) 新たに協力事業者になろうとする場合の提出書類

令和6年度に新たに協力事業者になろうとする場合には、事前に提案品の内容等について相談のうえ、以下の①～⑧の書類を提出してください（①～③の書類についてはデータでの提出が可能です）。なお、応募に際して生じた費用は、応募する事業者で負担するものとします（追加等の場合も同様）。

- ① 岸和田市ふるさと寄附事業 承認申請書兼協力事業者参加申込書（別記第1号様式）
- ② 岸和田市ふるさと寄附事業 返礼品等提案書（様式1）及び提案品が確認できる写真（1種類の提案品につき、1枚の提案書が必要です。同じ地元特産品等を、「単品」と「詰め合わせ」で提案する場合、それぞれに提案書を作成してください。）
- ③ 応募する事業者のパンフレット等及び返礼品等を送付する際に同梱するパンフレット等（返礼品等の金額がわかるもの、過度な営業にあたるものは同梱できません。）
- ④ 市税の完納証明書類（ただし、本市に納税義務がある場合に限りです。）  
【法人代表者が市内に住所を有する場合】法人のものと代表者のもの  
【法人代表者が市内に住所を有しない場合】法人のもの
- ⑤ 【法人の場合】法人税、消費税及地方消費税の納税証明書（その3の3）  
【個人の場合】申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）
- ⑥ 会社・法人登記事項証明書
- ⑦ 誓約書
- ⑧ その他、本市が必要と認める書類

※ ④～⑥は、申請日以前3か月以内の証明日のもの。（複写可）

※ 令和6年度において、本市に事業者登録を済ませている場合は、上記④～⑥の添付を省略することができます。

### (2) 令和6年度に既に協力事業者である場合の提出書類

令和6年度に既に協力事業者であり、追加の提案品がある場合には、事前に提案品の内容等について相談のうえ、以下①②の書類を提出してください（データでの提出が可能です）。ただし、②の提出については、(株)さとふるの提供する「お礼品管理システム」への登録に替えることができます。

- ① 岸和田市ふるさと寄附事業 返礼品等追加承認申出書（別記第4号様式）
- ② 岸和田市ふるさと寄附事業 返礼品等提案書（様式1）及び提案品の写真（1種類の提案品につき、1枚の提案書が必要です。同じ地元特産品等を、「単品」と「詰め合わせ」で提案する場合、それぞれに提案書を作成してください。）

### (3) 提出先

下記「13. 問合せ先」を参照してください。

## 8. 返礼品等の承認

### (1) 選定結果の通知

本市において、返礼品等としての承認可否を決定し、総務省の確認・承認を得た後、「岸和田市ふるさと寄附事業 返礼品等選定結果」（別記第2号様式）を事業者に通知します。

### (2) ポータルサイトへの掲載

承認された提案品について、ポータルサイトへの掲載には別途、(株)さとふるの提供する「お礼品管理システム」を通じた登録作業等が必要です。(株)さとふるからメールにて案内がありますので、承認された内容のとおり速やかに作業を行ってください（掲載に至るまで1～2か月ほど要します）。

登録作業等の完了後、ポータルサイト「さとふる」「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「auPAY ふるさと納税」「セゾンのふるさと納税」「ふるラボ」に掲載されます。

※ 在庫数が少ないものや消費期限等が短いもの等については、一部のポータルサイトに掲載できないことがあります。

※ ポータルサイトは追加する可能性があります。

## 9. 返礼品等の承認期間及び参加の取りやめ等について

### (1) 承認期間

承認日から令和7年3月31日（令和6年度末）まで

※ 令和7年度以降の承認については、承認期間満了前にご連絡します。

### (2) 参加等の取りやめ

承認の有効期間中に、ふるさと寄附事業への参加を取りやめ、又は承認を受けた返礼品等の提供を取りやめようとする場合は、「岸和田市ふるさと寄附事業 協力事業者の参加等取りやめ申出書」（別記第3号様式）を提出してください。

また、本市が申出書を受理した日までに寄附者から指定のあった返礼品等については、協力事業者が責任を持って発送及びサービスの提供を行ってください。

※ 発注依頼は寄附者からの入金確認後になりますので、申出書の受理日以後になる場合があります。

### (3) 承認内容等の変更

承認を受けた返礼品等の内容、提供価格等に変更が生じる場合には、速やかに本市へ相談のうえ、必要に応じ「岸和田市ふるさと寄附事業 返礼品等変更申出書」（様式2）を提出してください。

また、協力事業者の情報（事業所の所在地、担当者等）に変更が生じる場合には、「岸和田市ふるさと寄附事業 協力事業者情報変更届出書」（様式3）を提出してください。

## 10. 承認の取消し

以下の場合には承認を取り消すことがあります。なお、返礼品等として承認した内容について、今後ふるさと寄附金（納税）制度に関する法・制度改正及び国・府等が示す指針に沿う対応が必要となった場合は、本市と協力事業者で協議し、必要な対応（返礼品等の変更、承認の取消し等）を行うものとなります。

- ① 応募の要件を満たさなくなったとき。
- ② 提出書類の内容に虚偽があったとき。
- ③ 本市の信用を著しく失墜させたとき。
- ④ その他、市長が協力事業者及び返礼品等として不適切であると判断したとき。

## 11. 協力事業者の責務及び協力

### （1）協力事業者としての責務

返礼品等の品質等にかかわる保証やトラブル等に関して、本市は一切の責任を負いません。協力事業者は、以下の責務を果たしてください。

- ① 業務の履行を通じて、本市のイメージアップ及び岸和田市ふるさと寄附制度の普及啓発に努めること。
- ② 返礼品等の発送及びサービスの提供にあたっては、事故やトラブル等が起きないように細心の注意を払うこと。
- ③ 万一、何らかのトラブル等が発生した場合は、真摯に対応してこれを解決し、苦情内容と対応について本市へ報告すること。

### （2）返礼品等の紹介にかかる協力

岸和田市ふるさと寄附事業のPR活動を行うにあたり、以下のことについてご了承いただきます。

- ① 返礼品等の情報や画像を提供し、承認期間中は、本市はその情報や画像を自由に使用できること。
- ② ふるさと寄附事業に係る広報資料等への掲載順序や、掲載数に限りがある場合の選定については、本市に一任すること。
- ③ メディア取材等の要請があった場合に協力すること。

## 12. その他

### (1) 委託等の禁止

協力事業者は、本事業の参加にかかわる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとし、ます。

### (2) 個人情報の取扱い

協力事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、この事業の業務を処理するために知り得た個人情報を厳重に取り扱うものとし、本事業の目的以外に使用してはならないものとし、ます。ただし、返礼品等に同梱したパンフレット等を通じて、寄附者から直接、協力事業者に入った購入申込等で知り得た個人情報は対象とし、ません。

## 13. 問合・書類提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1  
岸和田市 総合政策部 企画課  
TEL：072-423-9493（直通）  
FAX：072-423-6749  
E-mail：kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

平成 31 年総務省告示 179 号第 5 条（地場産品に係る基準）

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。